

デクロンプラスが使用されている電子機器等の「製品」に係る輸出規制については、2025年8月12日以降は、以下のとおりとなります。

1. 「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」の(別紙2)のHSコードに該当するデクロンプラスが使用されている「電子機器及び電気機器の部品」とは、「部品」のみが規制対象であり、機器「本体」は規制対象外となります。

(お知らせ) HP :

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/tsukan\\_250206.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/tsukan_250206.pdf)

例えば、物性測定電子機器AのHSコードが別紙2に記載されているHSコードに該当した場合でも、当該別紙2に「部品」と記載があるため、本体であるAは規制対象ではないことから、輸出承認申請は不要です。一方本体Aに使用されている電子回路Bが、別紙2のHSコードに該当する場合において、電子回路は部品ですので、B単体で輸出される場合、2025年8月12日の施行後は輸出規制の対象となります。

2. 輸出注意事項の別紙第2「適用除外品目」に該当する場合、または運用通達の2-1-1(5)輸出令別表第2の解釈のただし書きの(イ)から(ハ)までに該当する場合には、輸出令別表第2品目に該当しないと解釈されますので、輸出予定の貨物の仕様や状態等を御確認ください。

運用通達 HP (P.10を参照) :

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/03\\_law/download\\_yushutsu/tsutatsu\\_unyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yushutsu/tsutatsu_unyo.pdf)

3. 適用除外品目及び運用通達の解釈ただし書きに該当しない場合には、輸出承認申請の対象となりますが、輸出注意事項の輸出承認基準を満たさない場合には承認されません。

なお、輸出注意事項の「承認基準」において、次のいずれかに該当する場合として、「6. 当該貨物が成形製品(混合物又は製剤でないものをいう。以下同じ。)である場合」という規定が御座いますが、ここでいう「成形製品」に電子機器は含まれますが、お知らせ(別紙2)のHSコードに該当するデクロンプラスが使用されている電子機器等の「部品」は含まれません。つまり、当該部品の場合は、申請の対象とはなりますが、原則、承認されない、ということになります。

なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の解釈等については、化学物質管理課へお問い合わせください。

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

電話 : 03-3501-0080

お問合せメールフォーム : [https://mm-enquete-](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

[cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。

輸出承認申請の相談窓口は以下のとおりです。

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部貿易審査課 化学品担当

電話：03-3501-1659

E-MAIL：[bzl-boueki-chemical-soudan@meti.go.jp](mailto:bzl-boueki-chemical-soudan@meti.go.jp)

よろしくお願いたします。